

# 1 告示

## 兵庫県選挙管理委員会告示第84号

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び同法施行令（昭和23年政令第122号）第16条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成26年12月2日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武田 丈蔵

- |                   |                         |       |
|-------------------|-------------------------|-------|
| 1 審査分会長           | 伊丹市大鹿5丁目45番地            | 武田 丈蔵 |
| 2 審査分会長の職務を代理すべき者 | 神戸市灘区高羽町1丁目1番<br>2-205号 | 中山 貴洋 |

## 兵庫県選挙管理委員会告示第85号

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、審査分会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月2日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武田 丈蔵

- |      |  |
|------|--|
| 1 日時 | 平成26年12月16日 午前10時30分                         |
| 2 場所 | 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号<br>兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室 |

# 2 審査に付される裁判官

裁判官氏名	生年月日	最高裁判所裁判官に任命された日
おにまる 鬼丸かおる	昭和24年2月7日	平成25年2月6日
きうち 木内 道祥	昭和23年1月2日	平成25年4月25日
いけがみ 池上 政幸	昭和26年8月29日	平成26年10月2日
やまもと 山本 庸幸	昭和24年9月26日	平成25年8月20日
やまさき 山崎 敏充	昭和24年8月31日	平成26年4月1日

### 3 投票

#### (1) 投票結果

区分	当日有権者数			投票者数			投票率 (%)			前回投票率	前々回投票率
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
神戸市東灘区	77,673	91,143	168,816	41,132	44,793	85,925	52.96	49.15	50.90	58.70	64.46
神戸市灘区	48,277	57,515	105,792	24,867	28,180	53,047	51.51	49.00	50.14	56.89	62.74
神戸市中央区	46,910	54,590	101,500	20,825	23,245	44,070	44.39	42.58	43.42	49.86	55.48
神戸市兵庫区	43,221	46,559	89,780	18,764	20,330	39,094	43.41	43.67	43.54	50.82	58.45
神戸市北区	86,042	96,570	182,612	41,865	44,571	86,436	48.66	46.15	47.33	55.25	64.01
神戸市長田区	37,892	42,834	80,726	16,751	19,031	35,782	44.21	44.43	44.33	51.14	59.67
神戸市須磨区	62,522	73,625	136,147	31,613	34,887	66,500	50.56	47.38	48.84	56.77	62.41
神戸市垂水区	84,617	97,724	182,341	41,700	45,616	87,316	49.28	46.68	47.89	55.18	61.40
神戸市西区	94,673	103,314	197,987	44,846	45,541	90,387	47.37	44.08	45.65	54.41	61.32
神戸市 計	581,827	663,874	1,245,701	282,363	306,194	588,557	48.53	46.12	47.25	54.85	61.61
姫路市第1	89,779	100,237	190,016	43,033	46,768	89,801	47.93	46.66	47.26	53.26	61.66
姫路市第2	94,971	101,396	196,367	43,470	45,534	89,004	45.77	44.91	45.33	51.90	60.19
姫路市第3	2,333	2,588	4,921	867	1,054	1,921	37.16	40.73	39.04	43.42	55.55
姫路市第4	17,258	18,759	36,017	8,877	9,402	18,279	51.44	50.12	50.75	57.90	69.16
姫路市 計	204,341	222,980	427,321	96,247	102,758	199,005	47.10	46.08	46.57	52.92	61.57
尼崎市	182,778	195,535	378,313	79,955	84,769	164,724	43.74	43.35	43.54	54.77	63.96
明石市	114,224	124,812	239,036	54,791	56,705	111,496	47.97	45.43	46.64	54.70	61.29
西宮市	177,692	204,783	382,475	94,389	102,431	196,820	53.12	50.02	51.46	58.05	64.78
洲本市	18,093	20,498	38,591	9,305	10,026	19,331	51.43	48.91	50.09	57.54	65.03
芦屋市	34,870	43,832	78,702	20,455	24,020	44,475	58.66	54.80	56.51	62.28	68.08
伊丹市	77,374	82,316	159,690	38,790	38,993	77,783	50.13	47.37	48.71	55.74	63.80
相生市	12,090	13,444	25,534	6,821	7,535	14,356	56.42	56.05	56.22	62.99	72.29
豊岡市	33,153	36,632	69,785	18,127	18,701	36,828	54.68	51.05	52.77	61.26	71.23
加古川市	105,155	111,170	216,325	50,541	51,821	102,362	48.06	46.61	47.32	56.58	64.67
たつの市	30,615	33,643	64,258	16,049	17,720	33,769	52.42	52.67	52.55	59.63	69.21
赤穂市	19,357	21,393	40,750	10,108	11,073	21,181	52.22	51.76	51.98	57.29	67.28
西脇市	16,289	18,200	34,489	8,375	9,218	17,593	51.42	50.65	51.01	59.34	66.17
宝塚市	85,890	101,420	187,310	46,320	49,948	96,268	53.93	49.25	51.40	58.79	65.66
三木市	31,480	34,267	65,747	15,791	16,159	31,950	50.16	47.16	48.60	56.02	64.34
高砂市	36,592	38,913	75,505	17,782	18,649	36,431	48.60	47.92	48.25	57.38	66.42
川西市	61,105	69,499	130,604	31,962	33,589	65,551	52.31	48.33	50.19	59.69	66.34
小野市	18,892	20,374	39,266	9,352	9,575	18,927	49.50	47.00	48.20	54.84	63.56
三田市	44,027	47,647	91,674	23,185	23,433	46,618	52.66	49.18	50.85	56.99	66.26
加西市	18,097	19,469	37,566	9,506	9,855	19,361	52.53	50.62	51.54	58.62	67.81
篠山市	16,902	18,870	35,772	9,395	10,059	19,454	55.59	53.31	54.38	61.70	69.83
養父市	10,105	11,234	21,339	6,297	6,843	13,140	62.32	60.91	61.58	66.85	74.38
丹波市	25,937	28,851	54,788	14,712	15,595	30,307	56.72	54.05	55.32	60.11	71.86
南あわじ市	19,739	21,522	41,261	10,399	11,239	21,638	52.68	52.22	52.44	61.39	69.03
朝来市	12,547	14,049	26,596	7,471	8,296	15,767	59.54	59.05	59.28	64.35	71.93
淡路市	18,427	20,579	39,006	9,990	10,934	20,924	54.21	53.13	53.64	60.19	67.01
宍粟市	15,798	17,652	33,450	9,260	10,213	19,473	58.62	57.86	58.22	63.46	71.49
加東市	15,375	16,329	31,704	7,461	7,520	14,981	48.53	46.05	47.25	57.74	64.18

区 分	当日有権者数			投票者数			投票率 (%)			前 回 投票率	前々回 投票率
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
猪名川 町	11,916	13,379	25,295	6,361	6,616	12,977	53.38	49.45	51.30	59.72	67.75
川辺郡 計	11,916	13,379	25,295	6,361	6,616	12,977	53.38	49.45	51.30	59.72	67.75
多 可 町	8,728	9,585	18,313	4,870	5,158	10,028	55.80	53.81	54.76	60.99	67.97
多可郡 計	8,728	9,585	18,313	4,870	5,158	10,028	55.80	53.81	54.76	60.99	67.97
稲 美 町	12,476	13,230	25,706	6,220	6,476	12,696	49.86	48.95	49.39	58.12	67.19
播 磨 町	13,339	14,295	27,634	6,345	6,595	12,940	47.57	46.14	46.83	55.90	63.38
加古郡 計	25,815	27,525	53,340	12,565	13,071	25,636	48.67	47.49	48.06	56.98	65.24
神 河 町	4,728	5,321	10,049	3,173	3,564	6,737	67.11	66.98	67.04	71.21	78.24
市 川 町	5,329	5,672	11,001	2,935	3,127	6,062	55.08	55.13	55.10	61.21	70.70
福 崎 町	7,387	8,121	15,508	4,044	4,438	8,482	54.74	54.65	54.69	61.33	69.91
神崎郡 計	17,444	19,114	36,558	10,152	11,129	21,281	58.20	58.22	58.21	64.04	72.50
太 子 町	13,014	13,844	26,858	6,516	6,848	13,364	50.07	49.47	49.76	57.27	68.10
揖保郡 計	13,014	13,844	26,858	6,516	6,848	13,364	50.07	49.47	49.76	57.27	68.10
上 郡 町	6,436	7,084	13,520	3,614	3,941	7,555	56.15	55.63	55.88	53.63	63.21
赤穂郡 計	6,436	7,084	13,520	3,614	3,941	7,555	56.15	55.63	55.88	53.63	63.21
佐 用 町	7,456	8,292	15,748	4,670	5,142	9,812	62.63	62.01	62.31	67.54	68.28
佐用郡 計	7,456	8,292	15,748	4,670	5,142	9,812	62.63	62.01	62.31	67.54	68.28
香 美 町	7,641	8,593	16,234	4,742	5,242	9,984	62.06	61.00	61.50	69.15	76.11
新温泉 町	6,183	6,997	13,180	3,705	3,941	7,646	59.92	56.32	58.01	69.08	74.77
美方郡 計	13,824	15,590	29,414	8,447	9,183	17,630	61.10	58.90	59.94	69.12	75.51
市 部 計	2,038,771	2,273,787	4,312,558	1,015,199	1,083,871	2,099,070	49.79	47.67	48.67	56.40	64.07
郡 部 計	104,633	114,413	219,046	57,195	61,088	118,283	54.66	53.39	54.00	61.06	68.85
県 計	2,143,404	2,388,200	4,531,604	1,072,394	1,144,959	2,217,353	50.03	47.94	48.93	56.62	64.31

(2) 仮投票

総 数	事由による内訳		受理・不受理による内訳	
	投票の拒否の決定を受けた選挙人において不服がある場合	投票立会人において異議がある場合	受理したもの	受理しなかったもの
0	0	0	0	0

(3) 点字投票

総 数	内 訳	
	有 効	無 効
295	285	10

(4) 代理投票

投票当日投票所における代理投票	期日前投票所における代理投票	合 計
1,379	1,629	3,008

(5) 不在者投票の受理・不受理

投票管理者において受理と決定し、かつ拒否の決定をしなかったもの	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合 計
	開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計	
22,431	2	6	8	22,439

## 4 開票

### (1) 開票結果

区 分	鬼丸 かおる				木内 道祥				池上 政幸			
	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計
神戸市東灘区	8,884	74,525	0	83,409	9,494	73,915	0	83,409	9,430	73,979	0	83,409
神戸市灘区	5,473	45,898	0	51,371	5,646	45,725	0	51,371	5,724	45,647	0	51,371
神戸市中央区	4,673	37,848	0	42,521	4,833	37,688	0	42,521	4,786	37,735	0	42,521
神戸市兵庫区	3,897	33,686	0	37,583	3,852	33,731	0	37,583	3,797	33,786	0	37,583
神戸市北区	8,647	74,705	0	83,352	9,228	74,124	0	83,352	9,143	74,209	0	83,352
神戸市長田区	3,460	31,019	0	34,479	3,395	31,084	0	34,479	3,353	31,126	0	34,479
神戸市須磨区	6,700	57,053	0	63,753	7,039	56,714	0	63,753	6,981	56,772	0	63,753
神戸市垂水区	7,857	75,259	0	83,116	8,048	75,068	0	83,116	8,083	75,033	0	83,116
神戸市西区	9,530	77,736	0	87,266	9,995	77,271	0	87,266	9,940	77,326	0	87,266
神戸市 計	59,121	507,729	0	566,850	61,530	505,320	0	566,850	61,237	505,613	0	566,850
姫路市第1	8,300	77,683	2	85,985	8,135	77,847	3	85,985	8,075	77,907	3	85,985
姫路市第2	7,633	77,566	0	85,199	7,375	77,824	0	85,199	7,385	77,814	0	85,199
姫路市第3	51	1,847	0	1,898	37	1,861	0	1,898	42	1,856	0	1,898
姫路市第4	1,438	16,071	0	17,509	1,406	16,103	0	17,509	1,393	16,116	0	17,509
姫路市 計	17,422	173,167	2	190,591	16,953	173,635	3	190,591	16,895	173,693	3	190,591
尼崎市	18,746	138,295	0	157,041	19,167	137,874	0	157,041	19,105	137,936	0	157,041
明石市	11,124	96,294	0	107,418	11,292	96,126	0	107,418	11,235	96,183	0	107,418
西宮市	20,926	169,798	0	190,724	22,627	168,097	0	190,724	22,505	168,219	0	190,724
洲本市	1,548	17,002	0	18,550	1,508	17,042	0	18,550	1,462	17,088	0	18,550
芦屋市	4,682	38,555	0	43,237	4,972	38,265	0	43,237	4,916	38,321	0	43,237
伊丹市	7,916	66,701	0	74,617	8,170	66,447	0	74,617	8,163	66,454	0	74,617
相生市	965	12,757	0	13,722	938	12,784	0	13,722	947	12,775	0	13,722
豊岡市	2,700	33,085	0	35,785	2,630	33,155	0	35,785	2,564	33,221	0	35,785
加古川市	9,508	88,363	0	97,871	9,388	88,483	0	97,871	9,334	88,537	0	97,871
たつの市	2,211	30,631	0	32,842	2,100	30,742	0	32,842	2,082	30,760	0	32,842
赤穂市	1,524	18,787	0	20,311	1,409	18,901	1	20,311	1,427	18,883	1	20,311
西脇市	1,392	15,281	0	16,673	1,295	15,378	0	16,673	1,306	15,367	0	16,673
宝塚市	10,122	83,064	0	93,186	11,150	82,036	0	93,186	11,075	82,111	0	93,186
三木市	2,813	27,965	0	30,778	2,868	27,910	0	30,778	2,812	27,966	0	30,778
高砂市	3,299	31,669	5	34,973	3,249	31,718	6	34,973	3,281	31,685	7	34,973
川西市	6,751	56,341	0	63,092	7,370	55,722	0	63,092	7,309	55,783	0	63,092
小野市	1,445	16,867	0	18,312	1,379	16,933	0	18,312	1,363	16,949	0	18,312
三田市	4,091	41,131	0	45,222	4,343	40,879	0	45,222	4,315	40,907	0	45,222
加西市	1,405	17,027	0	18,432	1,263	17,169	0	18,432	1,277	17,155	0	18,432
篠山市	1,871	16,668	0	18,539	1,868	16,671	0	18,539	1,874	16,665	0	18,539
養父市	992	11,682	0	12,674	947	11,727	0	12,674	960	11,714	0	12,674
丹波市	2,719	26,580	0	29,299	2,599	26,699	1	29,299	2,609	26,690	0	29,299
南あわじ市	1,361	19,448	0	20,809	1,213	19,596	0	20,809	1,208	19,601	0	20,809
朝来市	1,214	13,985	0	15,199	1,167	14,032	0	15,199	1,160	14,039	0	15,199
淡路市	1,486	18,790	0	20,276	1,339	18,937	0	20,276	1,319	18,957	0	20,276
宍粟市	1,250	17,584	0	18,834	1,149	17,685	0	18,834	1,121	17,713	0	18,834
加東市	1,321	13,194	0	14,515	1,240	13,275	0	14,515	1,232	13,283	0	14,515

区 分	鬼丸 かおる				木内 道祥				池上 政幸			
	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計
猪名川 町	1,278	11,307	0	12,585	1,401	11,184	0	12,585	1,375	11,210	0	12,585
川辺郡 計	1,278	11,307	0	12,585	1,401	11,184	0	12,585	1,375	11,210	0	12,585
多 可 町	674	8,939	0	9,613	630	8,983	0	9,613	659	8,954	0	9,613
多可郡 計	674	8,939	0	9,613	630	8,983	0	9,613	659	8,954	0	9,613
稲 美 町	1,159	11,134	0	12,293	1,080	11,213	0	12,293	1,078	11,215	0	12,293
播 磨 町	1,234	11,029	0	12,263	1,231	11,032	0	12,263	1,194	11,069	0	12,263
加古郡 計	2,393	22,163	0	24,556	2,311	22,245	0	24,556	2,272	22,284	0	24,556
神 河 町	444	6,057	0	6,501	422	6,079	0	6,501	403	6,098	0	6,501
市 川 町	477	5,331	0	5,808	450	5,358	0	5,808	460	5,348	0	5,808
福 崎 町	527	7,697	0	8,224	535	7,689	0	8,224	552	7,672	0	8,224
神崎郡 計	1,448	19,085	0	20,533	1,407	19,126	0	20,533	1,415	19,118	0	20,533
太 子 町	1,097	11,653	0	12,750	1,029	11,721	0	12,750	1,037	11,713	0	12,750
揖保郡 計	1,097	11,653	0	12,750	1,029	11,721	0	12,750	1,037	11,713	0	12,750
上 郡 町	508	6,896	0	7,404	489	6,915	0	7,404	491	6,913	0	7,404
赤穂郡 計	508	6,896	0	7,404	489	6,915	0	7,404	491	6,913	0	7,404
佐 用 町	632	8,865	0	9,497	565	8,932	0	9,497	570	8,927	0	9,497
佐用郡 計	632	8,865	0	9,497	565	8,932	0	9,497	570	8,927	0	9,497
香 美 町	631	8,986	0	9,617	591	9,026	0	9,617	587	9,030	0	9,617
新温泉 町	546	6,937	0	7,483	506	6,977	0	7,483	508	6,975	0	7,483
美方郡 計	1,177	15,923	0	17,100	1,097	16,003	0	17,100	1,095	16,005	0	17,100
市 部 計	201,925	1,818,440	7	2,020,372	207,123	1,813,238	11	2,020,372	206,093	1,814,268	11	2,020,372
郡 部 計	9,207	104,831	0	114,038	8,929	105,109	0	114,038	8,914	105,124	0	114,038
県 計	211,132	1,923,271	7	2,134,410	216,052	1,918,347	11	2,134,410	215,007	1,919,392	11	2,134,410

区 分	山本 庸幸				山崎 敏充				計	計	計	計
	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計				
神戸市東灘区	8,390	75,019	0	83,409	9,470	73,939	0	83,409				
神戸市灘区	5,055	46,316	0	51,371	5,658	45,713	0	51,371				
神戸市中央区	4,294	38,227	0	42,521	4,701	37,820	0	42,521				
神戸市兵庫区	3,493	34,090	0	37,583	3,703	33,880	0	37,583				
神戸市北区	8,148	75,204	0	83,352	9,067	74,285	0	83,352				
神戸市長田区	3,102	31,377	0	34,479	3,314	31,165	0	34,479				
神戸市須磨区	6,342	57,411	0	63,753	7,018	56,735	0	63,753				
神戸市垂水区	7,120	75,996	0	83,116	7,993	75,123	0	83,116				
神戸市西区	8,947	78,319	0	87,266	9,875	77,391	0	87,266				
神戸市 計	54,891	511,959	0	566,850	60,799	506,051	0	566,850				
姫路市第1	7,289	78,693	3	85,985	7,744	78,240	1	85,985				
姫路市第2	6,734	78,465	0	85,199	7,043	78,156	0	85,199				
姫路市第3	34	1,864	0	1,898	32	1,866	0	1,898				
姫路市第4	1,254	16,255	0	17,509	1,308	16,201	0	17,509				
姫路市 計	15,311	175,277	3	190,591	16,127	174,463	1	190,591				
尼崎 市	17,122	139,919	0	157,041	18,646	138,395	0	157,041				
明石 市	10,189	97,229	0	107,418	11,029	96,389	0	107,418				
西宮 市	19,661	171,063	0	190,724	22,437	168,287	0	190,724				
洲本 市	1,357	17,193	0	18,550	1,386	17,164	0	18,550				
芦屋 市	4,407	38,830	0	43,237	4,954	38,283	0	43,237				
伊丹 市	7,159	67,458	0	74,617	8,034	66,583	0	74,617				
相生 市	855	12,867	0	13,722	925	12,797	0	13,722				
豊岡 市	2,409	33,376	0	35,785	2,450	33,335	0	35,785				
加古川 市	8,571	89,300	0	97,871	8,997	88,874	0	97,871				
たつの 市	1,885	30,957	0	32,842	2,004	30,838	0	32,842				
赤穂 市	1,261	19,049	1	20,311	1,344	18,966	1	20,311				
西脇 市	1,206	15,467	0	16,673	1,230	15,443	0	16,673				
宝塚 市	9,500	83,686	0	93,186	11,015	82,171	0	93,186				
三木 市	2,510	28,268	0	30,778	2,723	28,055	0	30,778				
高砂 市	2,968	31,999	6	34,973	3,173	31,794	6	34,973				
川西 市	6,221	56,871	0	63,092	7,176	55,916	0	63,092				
小野 市	1,247	17,065	0	18,312	1,295	17,017	0	18,312				
三田 市	3,759	41,463	0	45,222	4,293	40,929	0	45,222				
加西 市	1,170	17,262	0	18,432	1,209	17,223	0	18,432				
篠山 市	1,695	16,844	0	18,539	1,813	16,726	0	18,539				
養父 市	855	11,819	0	12,674	909	11,765	0	12,674				
丹波 市	2,398	26,901	0	29,299	2,470	26,828	1	29,299				
南あわじ市	1,135	19,674	0	20,809	1,128	19,681	0	20,809				
朝来 市	1,051	14,148	0	15,199	1,085	14,114	0	15,199				
淡路 市	1,241	19,035	0	20,276	1,255	19,021	0	20,276				
宍粟 市	1,064	17,770	0	18,834	1,075	17,759	0	18,834				
加東 市	1,121	13,394	0	14,515	1,179	13,336	0	14,515				

区 分	山本 庸幸				山崎 敏充				罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計
	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計				
猪名川 町	1,179	11,406	0	12,585	1,361	11,224	0	12,585				
川辺郡 計	1,179	11,406	0	12,585	1,361	11,224	0	12,585				
多 可 町	568	9,045	0	9,613	574	9,039	0	9,613				
多可郡 計	568	9,045	0	9,613	574	9,039	0	9,613				
稲 美 町	986	11,307	0	12,293	1,019	11,274	0	12,293				
播 磨 町	1,099	11,164	0	12,263	1,164	11,099	0	12,263				
加古郡 計	2,085	22,471	0	24,556	2,183	22,373	0	24,556				
神 河 町	390	6,111	0	6,501	399	6,102	0	6,501				
市 川 町	415	5,393	0	5,808	437	5,371	0	5,808				
福 崎 町	465	7,759	0	8,224	481	7,743	0	8,224				
神崎郡 計	1,270	19,263	0	20,533	1,317	19,216	0	20,533				
太 子 町	927	11,823	0	12,750	954	11,796	0	12,750				
揖保郡 計	927	11,823	0	12,750	954	11,796	0	12,750				
上 郡 町	432	6,972	0	7,404	473	6,931	0	7,404				
赤穂郡 計	432	6,972	0	7,404	473	6,931	0	7,404				
佐 用 町	527	8,970	0	9,497	522	8,975	0	9,497				
佐用郡 計	527	8,970	0	9,497	522	8,975	0	9,497				
香 美 町	564	9,053	0	9,617	543	9,074	0	9,617				
新温泉 町	483	7,000	0	7,483	484	6,999	0	7,483				
美方郡 計	1,047	16,053	0	17,100	1,027	16,073	0	17,100				
市 部 計	184,219	1,836,143	10	2,020,372	202,160	1,818,203	9	2,020,372				
郡 部 計	8,035	106,003	0	114,038	8,411	105,627	0	114,038				
県 計	192,254	1,942,146	10	2,134,410	210,571	1,923,830	9	2,134,410				



区 分	有 効 票 数	無 効 票 数	投 票 総 数	持 帰 り 他	不 受 理	投 票 者 数
神戸市東灘区	83,409	2,479	85,888	37	0	85,925
神戸市灘区	51,371	1,650	53,021	26	0	53,047
神戸市中央区	42,521	1,473	43,994	76	0	44,070
神戸市兵庫区	37,583	1,507	39,090	4	0	39,094
神戸市北区	83,352	3,072	86,424	12	0	86,436
神戸市長田区	34,479	1,290	35,769	13	0	35,782
神戸市須磨区	63,753	2,741	66,494	6	0	66,500
神戸市垂水区	83,116	4,058	87,174	142	0	87,316
神戸市西区	87,266	3,095	90,361	26	0	90,387
神戸市 計	566,850	21,365	588,215	342	0	588,557
姫路市第1	85,985	3,735	89,720	81	0	89,801
姫路市第2	85,199	3,799	88,998	5	1	89,004
姫路市第3	1,898	23	1,921	0	0	1,921
姫路市第4	17,509	754	18,263	16	0	18,279
姫路市 計	190,591	8,311	198,902	102	1	199,005
尼崎市	157,041	7,650	164,691	33	0	164,724
明石市	107,418	3,990	111,408	88	0	111,496
西宮市	190,724	5,959	196,683	137	0	196,820
洲本市	18,550	780	19,330	1	0	19,331
芦屋市	43,237	1,228	44,465	10	0	44,475
伊丹市	74,617	3,132	77,749	34	0	77,783
相生市	13,722	633	14,355	1	0	14,356
豊岡市	35,785	1,034	36,819	9	0	36,828
加古川市	97,871	4,392	102,263	99	0	102,362
たつの市	32,842	894	33,736	33	0	33,769
赤穂市	20,311	858	21,169	12	0	21,181
西脇市	16,673	912	17,585	8	0	17,593
宝塚市	93,186	2,801	95,987	281	0	96,268
三木市	30,778	1,117	31,895	55	0	31,950
高砂市	34,973	1,457	36,430	1	0	36,431
川西市	63,092	2,405	65,497	54	0	65,551
小野市	18,312	606	18,918	9	0	18,927
三田市	45,222	1,361	46,583	35	0	46,618
加西市	18,432	926	19,358	3	0	19,361
篠山市	18,539	914	19,453	1	0	19,454
養父市	12,674	461	13,135	5	0	13,140
丹波市	29,299	1,003	30,302	5	0	30,307
南あわじ市	20,809	828	21,637	1	0	21,638
朝来市	15,199	562	15,761	6	0	15,767
淡路市	20,276	644	20,920	4	0	20,924
宍粟市	18,834	637	19,471	0	2	19,473
加東市	14,515	465	14,980	1	0	14,981

区 分	有 効 票 数	無 効 票 数	投 票 総 数	持 帰 り そ の 他	不 受 理	投 票 者 数
猪名川 町	12,585	389	12,974	3	0	12,977
川辺郡 計	12,585	389	12,974	3	0	12,977
多 可 町	9,613	415	10,028	0	0	10,028
多可郡 計	9,613	415	10,028	0	0	10,028
稲 美 町	12,293	402	12,695	1	0	12,696
播 磨 町	12,263	666	12,929	11	0	12,940
加古郡 計	24,556	1,068	25,624	12	0	25,636
神 河 町	6,501	234	6,735	2	0	6,737
市 川 町	5,808	252	6,060	2	0	6,062
福 崎 町	8,224	248	8,472	10	0	8,482
神崎郡 計	20,533	734	21,267	14	0	21,281
太 子 町	12,750	608	13,358	6	0	13,364
揖保郡 計	12,750	608	13,358	6	0	13,364
上 郡 町	7,404	149	7,553	2	0	7,555
赤穂郡 計	7,404	149	7,553	2	0	7,555
佐 用 町	9,497	313	9,810	2	0	9,812
佐用郡 計	9,497	313	9,810	2	0	9,812
香 美 町	9,617	364	9,981	3	0	9,984
新温泉 町	7,483	162	7,645	1	0	7,646
美方郡 計	17,100	526	17,626	4	0	17,630
市 部 計	2,020,372	77,325	2,097,697	1,370	3	2,099,070
郡 部 計	114,038	4,202	118,240	43	0	118,283
県 計	2,134,410	81,527	2,215,937	1,413	3	2,217,353

(2) 投票総数、有効投票数、無効投票数等

投票総数 (A)	有効投票数 (B)			無効投票数 (C)	無効投票率 (C) / (A)
	総数	法第22条第2項の規定の適用を受けたもの	令第10条第2項の規定の適用を受けたもの		
2,215,937	2,134,410	26		81,527	3.68 %

(3) 無効投票

無効投票数	点字投票以外の投票				点字投票					
	成規の用紙を用いていないもの	×の記号以外の事項を記載したもの	全員についての記載無効	計	成規の用紙を用いないもの	氏名のほか他事を記載したもの	氏名以外の事項のみを記載したもの	氏名を自書しないもの	何人を記載したか確認し難いもの	計
81,527	1	80,447	1,069	81,517		5	2		3	10

5 審査公報

(1) 審査公報発行状況

印刷部数	配布世帯数	印刷から配布までの所要日数			公報1部当たり印刷費 (税抜)	公報の規格及び頁数
		印刷に要した日数	各世帯に配布を完了するまでに要した日数	計		
2,585,960	2,426,134	3	5	8	5.1円	新聞紙大 2頁

(2) 「審査のお知らせ」点訳版の購入

発行者	購入部数	配布方法	1部当たりの単価
社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 (「点字毎日」号外)	1,150	県選管より直送 (一部市町より送付)	1,440円

(3) 「審査のお知らせ」音声版の購入

発行者	購入部数	配布方法	1部当たりの単価
社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 (「愛盲時報」号外)	1,309	県選管より直送 (一部市町より送付)	2,000円



# 最高裁判所裁判官国民審査公報

発行者  
兵庫県選挙管理委員会



最高裁判所判事  
おに まる か おる  
鬼丸かおる  
昭和二十四年二月七日生

**略歴**  
東京都生まれ。東京教育大学（現・筑波大学）附属小、中学校、同高校を経て、東京大学法学部私法コース、公法コースを各卒業  
昭和三十八年 司法修習生  
昭和四十八年 四月 弁護士登録（山梨県弁護士会）  
五〇年 四月 弁護士登録（東京弁護士会）  
五三年 三月 弁護士登録（東京弁護士会）  
平成 六年 四月 司法研修所民事弁護教官  
一七年 四月 東京弁護士会法曹養成センター委員長代行  
一八年 四月 東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員長  
二〇年 二月 厚生労働省労働保険審査委員会  
このほか、弁護士会の各種委員会委員、省庁の審議会委員等を務める。  
二五年 二月 最高裁判所判事

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二五年九月四日 大法廷決定  
婚外子の相続分を嫡出子の二分の一と定めた民法九〇〇条四号ただし書前段の規定は、憲法違反である（全員一致）。  
二 平成二五年一月二〇日 大法廷判決  
平成二四年一月二日施行の衆議院議員小選挙区選出議員の選挙は違憲状態の選挙区割りで行われたが、是正のための合理的期間には経過していないので区割り規定は合憲であるとした多数意見につき、憲法は国民の投票価値をできる限り一対一に近い平等を保障していると解すべきであるから同選挙区割りはこれに反するが、右のような投票価値の平等を保障する選挙制度の構築には時間を要するとの理由で、右の合理的期間は経過していないとの意見を付加した。  
三 平成二六年三月二四日 第二小法廷判決  
後に鬱病が労災認定されて無効となった解雇による損害の賠償では、使用者に労働者の健康に關する労働環境等に十分に注意すべき安全配慮義務があり、体調不良を訴える等していた本件では、労働者から過去の精神科通院等の申告がないことを重視して過失相殺をすることはできない（全員一致・裁判長）。  
四 平成二六年一月二九日 第二小法廷決定  
果議会の議員が果から交付された政務調査費の支出に係る一万円以下の支出の領収書その他の証拠書類等及び会計帳簿は「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たらないとして、文書提出命令を認めるべきものとした（全員一致・裁判長）。

## 裁判官としての心構え

三八年間、当事者の代理人あるいは弁護士である弁護士として、裁判所の判断を求める立場にいました。市民の目線から見る裁判官の任務は、憲法の精神と条文に忠実であり、証拠に基づいた事実には謙虚に向き合っており、良心に従い、誠実公正な裁判を行うことであると考えてきました。  
裁判官就任後は、描いてきた裁判官の任務を自ら実践するように心がけています。最高裁判所は、紛争を抱える当事者や罪に問われる人々の最後の砦です。最終審を担う一員として、普遍的な憲法や法令の精神を基礎としつつ、多面的な見方に心配りして、憲法の番人の呼び名に恥じないよう、正しい判断を行うことが最も重要な職責であると考えています。



最高裁判所判事  
き うち みち よし  
木内道祥  
昭和二十三年一月二日生

**略歴**  
徳島県生まれ。  
昭和四十八年 三月 東京大学法学部卒業  
四八年 四月 司法修習生  
五〇年 四月 弁護士登録（大阪弁護士会）  
平成 四年 四月（二五年三月）大阪家庭裁判所調停委員  
一三年 四月 大阪弁護士会倒産法改正問題検討特別委員会委員長  
一三年一月 法制審議会民事・人事訴訟法部会人事訴訟法分科会委員  
一八年 七月 日弁連倒産法改正問題検討委員会委員長  
二五年 四月 最高裁判所判事

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二五年九月四日 大法廷決定  
嫡出でない子の相続分を嫡出子の二分の一とする民法の規定が憲法一四条に反するものとした（全員一致）。  
二 平成二五年一月二〇日 大法廷判決  
平成二四年一月二日施行の衆議院議員総選挙の小選挙区区割り規定について、投票価値の較差は違憲状態であり、かつ、それが合理的期間内には是正されておらず違憲であるが無効とはしないもの、今後、裁判所の裁量により一部選挙区の選挙を無効とすることがありうるとの反対意見を述べた。  
三 平成二五年一月二〇日 第三小法廷決定  
性同一性障害者特例法により男性への性別の変更を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子どもが嫡出推定を受けるとした（多数意見に加わり、補足意見を述べた）。  
四 平成二六年一月一四日 第三小法廷判決  
認知者は、自らの認知の無効を民法七八六条により主張することができ、これは血縁上の父子関係がないことを知って認知した場合においても異なるものとした（多数意見に加わり、補足意見を述べた）。  
五 平成二六年七月二九日 第三小法廷判決  
産業廃棄物の最終処分場の周辺に居住する住民のうち、最終処分場から排出される有害物質に起因する大気や土壌の汚染などにより健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は産業廃棄物等処分場の許可処分の無効確認等を求める訴訟の原告適格があり、最終処分場の中心地点から一・八キロメートル以内で環境影響調査の対象区域に居住する者がそれに該当するものとした（全員一致）。  
六 平成二六年一月二八日 第三小法廷判決  
無限連鎖講を営む破産者から会員契約により配当を受けて利益を得た者が、破産管財人からの不当利得返還請求を不法原因給付に当たらないことを理由として返還を拒むことは、信義則上許されないものとした（全員一致・裁判長。補足意見を述べた）。  
七 平成二六年一月二六日 大法廷判決  
平成二五年七月二日実施の参議院議員通常選挙の定数配分規定について、投票価値の較差は違憲状態であり、かつ、それが同選挙区に是正されなかったことが国会の裁量権の限界を超えていて違憲であり、議員一人当たりの選挙人数の少ない順に裁判所の選定した数の選挙区を選挙を無効とするが、今回は無効とはしないとの反対意見を述べた。

## 裁判官としての心構え

先入観なく事案にのぞみ、その上で、事案の個性性と共通性の両面をみる。時代を通じて変わらないものを維持することと時代の変化に際して変えなければならないものを維持することについて、私が目指していることである。



最高裁判所判事  
い け が み ま さ ゆ き  
池上政幸  
昭和二六年八月二九日生

**略歴**  
仙台市に生まれ、同市立木町通小学校、東北大学教育学部附属中学校を経て宮城県仙台第一高等学校を卒業  
昭和五〇年 三月 東北大学法学部卒業  
五〇年 四月 司法修習生  
五二年 四月 検事に任命  
以後、東京地検、水戸地検、仙台地検の検事、釧路地検北見支部長、松山地検検事正、最高検検事などとして勤務するとともに、法務省の大臣官房参事官、刑事局刑事課長、同局総務課長、大臣官房人事課長、官房参事官、官房長などを務める。  
平成二一年 一月 最高検公判部長  
二二年 六月 最高検刑事部長  
二三年 八月 次長検事  
二四年 七月 名古屋高検検事長  
二六年 一月 大阪高検検事長（同年七月退官）  
二六年一月 最高裁判所判事

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二六年一月一八日 第一小法廷決定  
公判審理を担当している裁判所が、それまでの公判審理の経過や共犯とされる者らとの関係などを踏まえ、被告人が関係者に対し実効性のある罪証隠滅行為に及ぶ現実的可能性は高いとはいえないことなどを考慮して保釈を許可した決定に対し、抗告を受けた裁判所としては、公判審理を担当している裁判所の判断が委ねられた裁量の範囲を逸脱していないかどうか、すなわち不合理でないかどうかを審査すべきであり、公判審理を担当している裁判所の判断を覆すためには、その判断が裁量の範囲を逸脱しているとして不合理であることを具体的に示す必要があるとした上、これを具体的に示さず保釈を許さないとした抗告審の決定を取り消し、改めて被告人の保釈を許した（全員一致）。  
二 平成二六年一月二六日 大法廷判決  
平成二五年七月の参議院（選挙区選出）議員の通常選挙について、当時の議員定数配分規定の下における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったが、平成二八年に施行される通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を附則に定めた改正公選法の趣旨に従った方向での国会における是正の実現に向けた取組を、国会の裁量権行使の在り方として相当なものでなかったということはできない。したがって、本件選挙までの間に議員定数配分規定の更なる改正がなされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、同定数配分規定が憲法に違反するに至っていないとはいえない（多数意見）。

## 裁判官としての心構え

現代の日本においては、社会、経済の変化が著しく、科学技術の進歩や国際化の進展に伴って、国民の法意識も変化していく中で、新しい形の法的紛争や法解釈の問題が出てきています。広い視野を持ち、様々な視点から、証拠により認められる事実を正確に把握し、公正で妥当な法的解決を求めていかなければならないと思います。

## 【注意】

- 国民審査の投票用紙には  
(1) やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いてください。  
(2) やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
- 投票したくない人は、投票用紙を受け取らないでください。
- 投票用紙を受け取った後でも、投票したくない人は、投票箱に入れなくて係員に返してください。  
なお、投票用紙を持ち帰ることは法令に違反しますので、持ち帰らないで係員に必ず返してください。



平成26年12月14日執行

# 最高裁判所裁判官国民審査公報

発行者  
兵庫県選挙管理委員会

略歴



最高裁判所判事  
やま もと つね ゆき  
山本庸幸  
昭和二十四年九月二十六日生

昭和四十七年 八月 福井県生まれ。父の転勤に伴い、富山県、神戸市、福井県、名古屋市に居を移し、愛知県立旭丘高等学校を経て、京都大学法学部卒業（昭和四十八年）  
昭和四十八年 四月 国家公務員採用上級試験甲種（法律懸）合格  
昭和四十九年 五月 通商産業省（現在の経済産業省）入省  
昭和五十年 五月 特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室長  
昭和五十二年 六月 内閣法制局参事官  
昭和五十四年 六月 通商産業省生活産業局繊維製品課長  
昭和五十六年 七月 日本貿易振興会本部企画部長  
昭和五十八年 五月 内閣法制局第一部中央省庁等改革法制室長  
昭和五十九年 七月 内閣法制局第四部長 以後、第二部長、第三部長、第一部長を経る  
昭和六十一年 四月 東京大学公共政策大学院客員教授を兼務  
昭和六十二年 四月 早稲田大学大学院法務研究科客員教授を兼務  
昭和六十四年 一月 内閣法制局次長  
昭和六十五年 二月 内閣法制局長官  
昭和六十六年 八月 最高裁判所判事

### 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二六年三月二四日 第二小法廷判決  
電機メーカーの労働者が過重な労働によって鬱病を発症し、それが悪くなったときの損害賠償額を定めるに当たり、労働者が自らの精神的健康の情報を使用者に申告しなかったことを理由に直ちに損害賠償額を減額してはならないとした（全員一致）。

二 平成二六年三月二八日 第二小法廷決定  
ゴルフ倶楽部会員が、同倶楽部に入会する際に暴力団関係者を同伴しない旨を誓約していた事情等があるにもかかわらず、同伴者が暴力団関係者であることを申告せずにゴルフ場の施設利用を申し込み、施設を利用させるのは、詐欺罪に当たるとした（全員一致）。

三 平成二六年六月一三日 第二小法廷判決  
当時の厚生労働行政一般に対する不満等を募らせ、憤りを強めて具体的な殺害計画を立て、元厚生事務次官及びその妻を包丁で数回突き刺して殺害し、別の元厚生事務次官の妻に対し同様突き刺すなどしたが殺害の目的を遂げなかった等の事案につき、死刑の科刑は、やむを得ないものとした（全員一致、裁判長）。

四 平成二六年一月二六日 大法廷判決  
平成二五年七月二一日施行の参議院議員通常選挙の投票価値の不均衡が争われた事案において、国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず憲法に違反するものではないとする多数意見に対し、一票の価値の平等は唯一かつ絶対的な基準であるべきとの観点から反対意見を述べた。また、違憲ではあるがその影響の大きさに鑑み事情判決の法理により無効とはせずに違憲の宣言にとどめるとする他の反対意見に対しても、違憲と判断した以上これを無効にすべきとの観点から投票の価値が〇・八を下回る選挙区についてのみ無効とし、残る議員で院を構成して一票の価値を平等とする選挙法の制定を促すべきとする意見を述べた（反対意見）。

### 裁判官としての心構え

三権の一翼を担う司法権の重要性を認識しつつ、その最終審である最高裁判所の裁判官として、まず何よりも当事者の主張に虚心に耳を傾け、これまでの四〇年余にわたる行政と法令審査の経験に元を、公平かつ公正で妥当な解決を目指していきたいと考えております。

その際、日本国憲法その他の法令の規定を尊重し、法治国家の責が上がるよう、かつ、国民の自由と権利が最大限に尊重されるよう全力を尽くしていきたいと思っております。

略歴



最高裁判所判事  
やま さき とし みつ  
山崎敏充  
昭和二十四年八月二日生

昭和五〇年 四月 判事補任官  
昭和五十二年 四月 大阪府八尾市生まれ。地元の小学校、私立灘中学校、灘高校を経て、東京大学法学部卒業  
昭和五十四年 四月 判事補任官  
昭和五十六年 四月 判事補任官  
昭和五十八年 四月 判事補任官  
昭和六十一年 四月 判事補任官  
昭和六十二年 四月 判事補任官  
昭和六十四年 四月 判事補任官  
昭和六十六年 四月 判事補任官  
昭和六十八年 四月 判事補任官  
昭和七十年 四月 判事補任官  
昭和七十二年 四月 判事補任官  
昭和七十四年 四月 判事補任官  
昭和七十六年 四月 判事補任官  
昭和七十八年 四月 判事補任官  
昭和八十年 四月 判事補任官  
昭和八十二年 四月 判事補任官  
昭和八十四年 四月 判事補任官  
昭和八十六年 四月 判事補任官  
昭和八十八年 四月 判事補任官  
昭和九十年 四月 判事補任官  
昭和九十二年 四月 判事補任官  
昭和九十四年 四月 判事補任官  
昭和九十六年 四月 判事補任官  
昭和九十八年 四月 判事補任官  
昭和一〇〇年 四月 判事補任官

### 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二六年七月二九日 第三小法廷判決  
産業廃棄物の最終処分場から有害な物質が排出された場合にこれに起因する大気や土壌の汚染、水質の汚濁、悪臭等により健康又は生活環境に著しい被害を直接受けるおそれのある者は、当該最終処分場の事業の用に供する施設としてされた産業廃棄物等処分場の許可処分が無効確認等を求めるにつき法律上の利益を有する者として、その無効確認等を求める訴訟における原告適格を有する（全員一致）。

二 平成二六年一〇月二八日 第三小法廷判決  
違法な無限連鎖講（いわゆるネズミ講）に該当する金銭の出資及び配当の事業を行って破綻した会社の破産管財人が、破産手続の中で損失を受けた会員を含む破産債権者への配当を行うなど適正かつ公平な清算を図ろうとして、その事業による配当を受けた会員に対して配当金の返還を求めたのに対し、配当金の給付が不法原因給付に当たるとしてその返還を拒むことは、信義則上許されない（全員一致）。

三 平成二六年一月二六日 大法廷判決  
平成二五年七月に行われた参議院議員通常選挙当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、平成二四年法律第九号による改正後も違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったが、同選挙までの間に定数配分規定の改正がされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、当該規定が憲法に違反するに至ったというとはいえない。

参議院議員の選挙制度における投票価値の平等の要請や国政の運営における参議院の役割等に照らせば、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって違憲の問題が生ずる前記の不平等状態が解消される必要があるというべきである（多数意見、補足意見付加）。

### 裁判官としての心構え

社会が高度化し、複雑化するにつれ、裁判所が扱う訴訟その他の事件は、ますます多様になり、また、困難の度合いを増しています。そうした事件を最終審として担当する最高裁判所の責任は重く、任命されてから半年余りの経験でも、その職責の大きさと困難さをひしひしと感じます。これまで第一審の裁判に携わるなかで、常に中立公正な立場に立ち、当事者の声によく耳を傾けることを心掛けてきました。最高裁判所においても、裁判官としての基本的な姿勢は変わりませんが、それぞれの事件の背景や社会的意味をしっかりと汲み取り、熟慮を重ねて適正な判断に到達したいと考えています。

# 最高裁判所裁判官国民審査

- 最高裁判所裁判官国民審査  
投票用紙 白色 ⇒ 罷免したい裁判官に×を記載します。
- 衆議院議員総選挙(小選挙区)  
投票用紙 ピンク色 ⇒ 候補者の氏名を記載します。
- 衆議院議員総選挙(比例代表)  
投票用紙 うすい青色 ⇒ 政党等の名称を記載します。

# 投票日 12月14日(日)